

輸出締約国は、6の規定により必要とされる書面による同意として、輸入締約国は輸入を行う非締約国による事務局による包括的な通告を行うことができる。当該包括的な通告には、

輸入締約国又は輸入を行う非締約国がその同意を与える条件を明示する。当該包括的な通告は、当該輸入締約国又は輸入を行う非締約国がいつでも撤回することができる。事務局は、全ての包括的な通告に関する公の登録簿を保管する。

締約国は、非締約国が水銀について3又は5(b)の規定により許可されないと特定された供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合を除くほか、自國が書面による同意を与える該当非締約国からの水銀の輸入を許可してはならない。

7の規定に基づき同意に関する包括的な通告を提出する締約国は、水銀の輸出に対する包括的な規制を維持し、かつ、輸入された水銀が環境上適正な方法により管理されることを確保するための国内措置を持つことであることを要する。

8の規定で、8の規定を適用しないことを要する。当該締約国は、当該締約国は、当該関連するバーゼル条約の締約国に関するこの条約の対象となる廃棄物について適用する手引として使用する。

この条約の適用上、「水銀廃棄物」とは、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で定める適切な基準値を超える量の次の物質又は物体であつて、廃分がされ、分が意図され、又は水銀に類似するこの条約の規定により処理が義務付けられるもののをいふ。この定義は、締約国会議が定める基準値を超える水銀又は水銀化合物を含まない限り、採掘された表土、捨石及び尾鉱（水銀の一次採掘によるもの）を除く。

水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体の量及び原産国に関する情報を持たず。事務局は、全ての決定の通告に関する公の登録簿を維持する。実施及び遵守に関する委員会は、第十五条の規定に基づいて当該通告及びその他の決定の通告に対する包括的な規制を維持する。事務局は、水銀の量及び原産国に関する情報を含む。」を除く。

9の規定に基づいて当該通告及びその他の決定の通告に対する包括的な規制を行ふものとし、適当な場合には、締約国会議に勧告することができる。

10の規定による手続は、締約国会議の第二回会合の終了の時まで利用可能なものとする。その後は、締約国会議が出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で別段の決定を行わない限り、締約国会議の第二回会合が終了する前に9の規定に基づいて通告を提出した締約国を除くほか、当該手続は、利用可能なものでなくなる。

締約国会議は、この条に定める要件が満たされていることを示す情報は第二十一条の規定に従つて提出する報告に含める。締約国会議は、その第一回会合において、この条の規定、5(a)、6及び8の規定に追加的な手引を作成するものとし、6(b)及び8に規定する証明書の必要とされる内容を作成し、及び採扱する。特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的をなるものでなく、締約国会議は、

損なうものであるか否かを評価し、並びに第二十七条の規定に従つて採扱される追加の附屬書に特定の水銀化合物を掲げるこ

とによって当該水銀化合物を6及び8の規定の対象とすべきか否かを検討する。

第一条（水銀廃棄物）1 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「この条において「バーゼル条約」という。）の関連する定義は、バーゼル条約の締約国に関し、この条約の対象となる廃棄物について適用するバーゼル条約の締約国でないこの条約の締約国は、当該関連する定義をこの条約の対象となる廃棄物について適用する手引として使用する。

この条約の適用上、「水銀廃棄物」とは、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で定める適切な基準値を超える量の次の物質又は物体であつて、廃分がされ、分が意図され、又は水銀に類似するこの条約の規定により処理が義務付けられるもののをいふ。この定義は、締約国会議が定める基準値を超える水銀又は水銀化合物を含まない限り、採掘された表土、捨石及び尾鉱（水銀の一次採掘によるもの）を除く。

水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体の量及び原産国に関する情報を持たず。事務局は、全ての決定の通告に関する公の登録簿を維持する。実施及び遵守に関する委員会は、第十五条の規定に基づいて当該通告及びその他の決定の通告に対する包括的な規制を行ふものとし、適当な場合には、締約国会議に勧告することができる。

9の規定による手続は、締約国会議の第二回会合の終了の時まで利用可能なものとする。その後は、締約国会議が出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で別段の決定を行わない限り、締約国会議の第二回会合が終了する前に9の規定に基づいて通告を提出した締約国を除くほか、当該手続は、利用可能なものでなくなる。

締約国会議は、水銀廃棄物が次のように取り扱われるためには、適当な措置をとる。

3の規定に基づいて作成された指針を考慮し、かつ、第二十七条の規定に従つて締約国会議が採扱する追加の附屬書の要件に従い、環境上適正な方法で管理すること。締約国会議は、要件を定めることに当たり、締約国は廃棄物のた

めの規則及び計画を考慮する。

この条約によつて締約国に許可される用途又は(a)の規定に基づく環境上適正な処分のためにのみ、回収され、再生利用され、回収利用され、又は直接再利用されること。バーゼル条約の締約国については、この条の規定及びバーゼル条約に適合する環境上適正な処分を目的とする場合を除く。

締約国会議は、この条に定める要件が満たされていることを示す情報は第二十一条の規定に従つて提出する報告に含める。締約国会議は、その第一回会合において、この条の規定、5(a)、6及び8の規定に追加的な手引を作成するものとし、6(b)及び8に規定する証明書の必要とされる内容を作成し、及び採扱する。特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的をなるものでなく、締約国会議は、

関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮した後に限り、このようないわゆる輸送を許可する。

締約国会議は、(3)に規定する指針を適當な場合には再検討し、及び更新するに当たり、バーゼル条約の関連する機関と緊密に協力するよう努める。

締約国は、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理するための世界的な、地域的な及び国内の能力を開発し、及び維持するため、適當な場合には、相互に関連する政府間機関その他の主体と協力することが奨励される。

附属書B 水銀添加製品（略）
附属書C 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（略）
附属書D 雑細及び小規模の金の採掘（略）
附属書E 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表（略）
附属書F 仲裁手続及び調停手続（略）

